
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **債権単位での信用リスクの著しい増大の判定に関する再提案**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関の債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定に関して ASBJ 事務局から提案したアプローチに関する追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）及び第 210 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 17 日開催）（以下「第 518 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定に関して ASBJ 事務局による提案をお示しし、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の定義については別途検討するとしていた。
3. 第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）（以下「第 523 回企業会計基準委員会等」という。）では、第 518 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、ステップ 4 を採用する金融機関における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して ASBJ 事務局による分析をお示しした。この際、ASBJ 事務局が提案したアプローチに関して懸念する意見が聞かれていた。
4. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）及び第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）（以下「第 526 回企業会計基準委員会等」という。）では、第 523 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関する ASBJ 事務局による再提案をお示しした。
5. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から第 526 回企業会計基準委員会等でお示した提案に関する見解及びご意見を伺った。

また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、第 221 回金融商品専門委員会におけるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取について報告を行うとともに、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者にオブザーバーとして出席いただき、質疑応答を行った。

6. 本資料では、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえ、債権単位での SICR の判定について、ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による追加的な分析及び提案

これまでの事務局からの提案及び企業会計基準委員会等で聞かれた意見

7. 第 518 回企業会計基準委員会等では、SICR の判定に関して、ステップ 4 では、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し、次のとおり取り扱うことを提案した。
 - (1) 正常先に対する債権等は原則として SICR が生じていないとみなすが、「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権又は債権グループごとに反証可能とする。
 - (2) 要管理先を除く要注意先（以下「その他要注意先」という。）に対する債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。
 - (3) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICR が生じているものとみなす。
8. 第 523 回企業会計基準委員会等及び第 526 回企業会計基準委員会等では、前項(1)の「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して ASBJ 事務局が提案したアプローチを含む、次の 3 つのアプローチをお示しし、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員にご意見を伺った。

アプローチ 1

- (1) 企業の判断により正常先を次の 3 区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。
 - ① 優良格付

- ② 中間的な格付
- ③ SICRが生じているとみなす格付

3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおり SICR の判定を行う。

- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じているとみなす。
- ② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICRが生じていないと反証できる。

(3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえたうえで企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的に PD を算定している金融機関が PD を使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。

(4) (1)の分類に関する方針を注記する。

アプローチ2

- (1) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律に SICR が生じていないとみなす。

アプローチ3

- (1) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。

また、3つのアプローチの絞り込みや他のアプローチとの組合せについては、今後検討することとしていた。

9. 前項の事務局案に関して、第 523 回企業会計基準委員会等では各アプローチに関し

てそれぞれ支持する意見及び懸念する意見のほか次の意見が聞かれた¹。

(1) 正常先の取扱い

- ① アプローチ 1 に関して、「SICR が生じているとみなす格付」の反証方法に関して、前期末において「中間的な格付」であった場合のみ反証可能と捉えた場合、当該反証規定の有用性に懸念があるため、前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に区分された債務者に係る債権等の判定方法について確認したい。

(2) 貸倒実績率の利用

- ① SICR の判定において貸倒実績率をそのまま利用することは困難であると理解するものの、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の多くは PD や LGD を算定しておらず、貸倒実績率の利用に関するニーズは相応にあると考えられるため、引当金の測定時の取扱いも含めて貸倒実績率の利用について検討することが考えられる。
- ② SICR の判定において、一定の調整を加えたうえで貸倒実績率を利用することは、却って実務負担が生じる可能性があると考ええる。

10. また、第 221 回金融商品専門委員会では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から、次の意見が聞かれた。

(1) 正常先の取扱い

- ① 正常先は、SICR の懸念がない債務者・債権プールで構成されており、正常先に区分される債務者に対する債権等の SICR の判定については、アプローチ 2 が地域金融機関の実務とより整合的と考える。
- ② アプローチ 1 が実質的にアプローチ 2 を内包するものであるならば、アプローチ 1 も現行実務に配慮したものと理解している。
- ③ アプローチ 1 については、①各行の判断の尊重、②SICR の判定と債務者区分判定の整合性、③各行実態を踏まえた SICR の判定の“閾値”設定の許容、④SICR の判定基準（反証条件を含む）の整理を踏まえた議論が進められていくことが肝要である。

¹ 各アプローチに関して企業会計基準委員会で聞かれた主な意見については別紙 1 を参照。

- ④ アプローチ1での運用も不可能ではないと思われるが、実務負担に配慮した運用を吟味する必要がある。
- (2) その他要注意先の取扱い
- ① その他要注意先は、金融再生法では「正常債権」と定義されており、SICRなしとしていただきたい。
 - ② その他要注意先についても債務者単位でのアプローチを許容いただきたい。
- (3) 要管理先の取扱い
- ① 要管理先については、現行実務との親和性を考慮し、反証可能な余地を残していただきたい。
 - ② 要管理先は、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であり、破綻懸念先以下とは信用リスクの程度が異なることを考慮し、現行会計基準の枠組みの維持も含め、慎重に議論いただきたい。
- (4) 予想信用損失の見積期間
- ① SICRありに該当する債務者区分については全期間の予想信用損失を見積ることになると思われるが、地域金融機関と取引先との関係性を踏まえると実質的な貸付期間が長期にわたる可能性があることから、平均残存期間を正確に算出できないケースも想定される。このため、現行の「1-3年ルール」のような簡便法の検討が必要と考える。
- (5) 貸倒実績率の利活用
- ① 簡便な引当金計算の観点から、引当金の算定にあたり貸倒実績率の活用方法を検討いただきたい。
 - ② 現行の引当金算定手法は、貸倒実績率によるものが大半であることを踏まえると、PDの利用のみを想定する算定手法は現実的ではないため、貸倒実績率の利活用を含む算定方法の工夫を通じて実務負担軽減を図るべく議論を進めていただきたい。
 - ③ 信用リスク計測手法としてPD・LGDを使用している地域金融機関は少数であるため、SICRの判定における「閾値」としての活用も含め、各行実態を踏まえた貸倒実績率の活用範囲について検討が必要である。

11. 次項以降では、本資料第9項及び前項の意見を踏まえ、次の項目について分析を行う。
 - (1) 正常先の取扱い
 - (2) その他要注意先以下の取扱い
 - (3) 予想信用損失の見積期間
 - (4) 貸倒実績率の利活用

正常先の取扱い

(ASBJ 事務局の分析)

アプローチ2の採用に関する分析

12. 正常先の取扱いに関して ASBJ 事務局が提案した3つのアプローチについて、本資料第10項のとおりステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、アプローチ2が地域金融機関の実務とより整合的であるとの意見が聞かれている。
13. アプローチ2に関して、第523回企業会計基準委員会等において ASBJ 事務局から以下の分析をお示しした。
 - (1) アプローチ2は、金融機関等の状況にかかわらず会計基準として SICR なしとして取り扱っており、金融機関等の状況を反映せず引当水準が過少となる可能性があると考えられる。
 - (2) IFRS 会計基準を適用する金融機関における金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示 (IFRS 第7号「金融商品：開示」第35M項等)を確認する限り、旧金融検査マニュアルにおける正常先に相当すると考えられる内部信用格付 (信用リスク格付) に区分される金融資産について SICR が生じている (Stage 2) と判断している事例が見受けられている。このことから、IFRS 第9号「金融商品」 (以下「IFRS 第9号」という。) の実務と大きく乖離する可能性があると考えられる。
 - (3) 上述の(2)の状況において、正常先に区分される債務者に対する債権等について一律に SICR が生じていないとみなす定めを設けた場合、もはや国際的な会計基準と整合的な会計基準として取り扱うことができる範囲を超えたものとして位置付けられる可能性があると考えられる。

14. 今回、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者から聞かれた意見を踏まえ、ASBJ事務局は、アプローチ2の採用に関して再検討を行った。
15. ここで、アプローチ1とアプローチ2の違いは、アプローチ1は正常先にSICRが生じているかどうかを金融機関が判断するのに対して、アプローチ2は正常先にSICRが生じていないことを会計基準が担保することであると考えられる。この点、金融機関によって正常先の運用に一定程度ばらつきがあり、また、時期によっては金融危機やパンデミックの発生など大きな状況の変化が発生する中で、すべての金融機関においてあらゆる時期に正常先に区分される債務者に対する債権等についてSICRが生じていないことを一律に会計基準で担保することは困難であると考えられる。
16. また、金融検査マニュアルにおける正常先の定義が「業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者」とされていることを理由としてアプローチ2を支持する意見が聞かれているが、SICRは金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に増大したかどうかにより判断するものであり、正常先の定義とは異なる観点で判定するものであることから、金融検査マニュアルにおける正常先の定義をもってアプローチ2を採用することはできないと考えられる。
17. 本資料第15項及び前項を踏まえると、アプローチ2を採用することは困難と考えられる。このため、以下においては、アプローチ1を採用するにあたり、アプローチ1に関する懸念について分析を行う。

アプローチ1に関する懸念の分析

18. アプローチ1に関して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者及び金融商品専門委員会の専門委員より、以下の意見が聞かれている。
 - (1) アプローチ1が実質的にアプローチ2を内包するものであるならば、アプローチ1も現行実務に配慮したものと理解する。
 - (2) アプローチ1については、①各行の判断の尊重、②SICRの判定と債務者区分判定の整合性、③各行実態を踏まえたSICRの判定の“閾値”設定の許容、④SICRの判定基準（反証条件を含む）の整理を踏まえた議論が進められていくことが肝要である。
 - (3) アプローチ1に関して、「SICRが生じているとみなす格付」の反証方法に関して、前期末において「中間的な格付」であった場合のみ反証可能と捉えた場合、当該反証規定の有用性に懸念があるため、前期末において「SICRが生じている

とみなす格付」に区分された債務者に係る債権等の判定方法について確認したい。

19. 本資料第 18 項(1)の意見に関して、アプローチ 1 が実質的にアプローチ 2 を内包するかどうかについては、本資料第 8 項のとおり、ASBJ 事務局から「正常先を区分する際、企業の判断によっては、『中間的な格付』や『SICR が生じているとみなす格付』に該当する内部格付が存在しないことがあると考えられる」旨を示している。このため、企業の状況及び判断によっては、アプローチ 1 を採用した場合であっても、実質的にアプローチ 2 を採用した場合と同様の取扱いとなることがあり得ると考えられる。
20. 次に、本資料第 18 項(2)の意見のうち①及び③に関しては、企業の判断を尊重するように、現状、ASBJ 事務局は、SICR の判定に用いる閾値（数値基準）を会計基準に記載することを予定していない。これは、金融機関の融資に対する姿勢がアグレッシブか、保守的かどうかによって、企業が受け入れる最大当初信用リスクが異なると考えられるからである。なお、会計基準には記載しないものの、実務が円滑に進むことを目的として、SICR の判定に関する判断例を補足文書において示すことを予定しているが、ここでも変動額の絶対値に関する閾値については記載しないことを想定している。
21. また、本資料第 18 項(2)の④と本資料第 18 項(3)は、いずれもアプローチ 1 における反証方法に関する意見である。この点、従来の ASBJ 事務局の反証方法に関する提案は、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について SICR が生じていないとして反証した場合、その翌年の判定において、「中間的な格付」から格下げになった訳ではないので反証できず、実質的には反証規定は 1 回しか使用できないという課題があったと考えられる。
22. 前項に記載した課題を解決するために、以下のとおりとすることが考えられる。
 - (1) 前期末に「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について SICR が生じていないとして反証した場合において、当期も「SICR が生じているとみなす格付」に分類されている場合、前期末と比較して信用リスクは著しく増大していないと考えられるため、引き続き債務者単位で SICR は生じていないとして反証可能とする。(別紙 2 ケース 1 を参照。)
 - (2) 前期末に「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について SICR が生じていないとして反証していない場合において、当期も「SICR が生じているとみなす格付」に分類されている場合、前期末と同様に債

務者単位で SICR は生じているとみなす。(別紙 2 ケース 2 を参照。)

この取扱いを行うためには、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者について、反証した債務者と反証しなかった債務者を区分して管理することが必要となる一方、過去数年間にわたって遡る必要はないと考えられる。

23. 具体的には、本資料第 8 項(2)の判定方法を次のとおり修正することを提案する。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおり SICR の判定を行う。

① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じていないとみなす一方、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じているとみなす。

② (2)①にかかわらず、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICR が生じていないと反証できる。

(ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合

(イ)債務者単位で前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に分類されているものの SICR が生じていないと反証した場合

24. 上述の対応によって、アプローチ 1 に関する懸念は緩和できるものと考えられる。このため、アプローチ 1 を採用する方向で検討を進めることが考えられる。

アプローチ 3 に関する分析

25. 次に、アプローチ 3 に関して企業会計基準委員会等では、現行実務において、平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関も存在することから、オプションとして許容することがよいと考えるという意見が聞かれている。

26. アプローチ 1 は、「中間的な格付」や「SICR が生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことを想定しているものの、「SICR が生じているとみなす格付」のみが存在することは想定していない。このため、アプローチ 3 はアプロー

チ1に内包されているとは言えず、アプローチ3を認めるためには、明示的にオプションとして設ける必要があると考えられる。

27. 本資料第25項の意見を踏まえ、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して、アプローチ1を原則としたうえでアプローチ3をオプションとして定めることについてご意見をお伺いしたい。

(ASBJ事務局からの提案)

28. 以上の分析を踏まえ、正常先の取扱いに関して次のとおり再提案することが考えられる。

- (1) 正常先の取扱いに関して、企業の判断により SICR の判定を行うアプローチ1を採用する。
- (2) アプローチ1に関して、本資料第8項(2)を次のとおり修正する。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおり SICR の判定を行う。

- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じていないとみなす一方、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じているとみなす。
- ② (2)①にかかわらず、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICR が生じていないと反証できる。

(ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合

(イ)債務者単位で前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に分類されているものの SICR が生じていないと反証した場合

29. また、正常先の取扱いに関して、アプローチ1を原則としたうえでアプローチ3をオプションとすることについてご意見を伺いたい。

ディスカッション・ポイント1

本資料第12項から第29項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

その他要注意先以下の取扱い**(ASBJ事務局の分析)**

30. その他要注意先以下の取扱いについて、本資料第10項のとおりステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、次の意見が聞かれている。
- (1) その他要注意先は、金融再生法では「正常債権」と定義されており、SICRなしとしていただきたい。
 - (2) その他要注意先についても債務者単位でのアプローチを許容いただきたい。
 - (3) 要管理先については、現行実務との親和性を考慮し、反証可能な余地を残していただきたい。
 - (4) 要管理先は、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であり、破綻懸念先以下とは信用リスクの程度が異なることを考慮し、現行会計基準の枠組みの維持も含め、慎重に議論いただきたい。
31. 以下においては、その他要注意先、要管理先及び破綻懸念先以下に分けて分析を行う。

その他要注意先に関する意見に対する分析

32. 本資料第30項(1)に関して、その他要注意先は、業績が低調ないしは不安定、又は財務状況に問題があるといった債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する債務者が区分されると考えられることから、定性的な要因から、SICRが生じているとみなすことが考えられる。
33. また、国内基準による基礎的内部格付手法を採用している15行及び先進的内部格付手法を採用している1行について、ディスクロージャー誌における地域金融機関の開示情報を確認したところ、その他要注意先のPDは、最低3.35%、最高12.59%、平均7.73%となっており、正常先のPDと比べると相当程度高いことが読み取れる。一部の地域金融機関に関するデータではあるものの、その他要注意先に区分される債務者に係る債権について、定量的な観点からも、SICRが生じているとみなすこと

は適切と考えられる。

34. さらに、本資料第 30 項(1)の金融再生法に関する意見については、会計基準は経済的な実質に基づいて設定するものであり、必ずしも法形式に整合させるものではないことから、金融再生法の定義をもって、その他要注先については SICR が生じていないとみなすことは適切でないと考えられる。
35. 次に、本資料第 30 項(2)に記載した意見について、その他要注先の SICR の判定に関して、その他要注先に区分される債務者に対する債権等については SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とすることを提案していた。
36. 本資料第 32 項から第 34 項における分析のとおり、その他要注先に区分される債務者に係る債権について SICR が生じているとみなすことは適切と考えられる一方、その他要注先に区分された後に貸し付けた債権は、貸付時と比較して信用リスクが著しく下落していないと考えられるため、前項に記載した債権単位での反証を認めることを提案するものである。この趣旨を踏まえると、債務者単位での反証とすることはできず、その他要注先に区分された後に貸し付けたかどうかによって、債権単位で反証することが適切と考えられる。なお、債権単位で管理することによる事務負担を懸念する場合には、反証しないことが考えられる。

要管理先に関する意見に対する分析

37. 本資料第 30 項(3)に記載した要管理先に関する意見について、要管理先は、債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要するとされる債務者であって、当該債務者に対する債権等の一部または全部が貸出条件緩和債権又は 3 か月以上延滞している債権等である債務者が区分されることから、期日経過や条件変更といった IFRS 第 9 号で示された借手固有の遅効性要因がすでに観察できる状況にあると考えられるため、要管理先については SICR が生じているものとみなすことが適切と考えられる。
38. この点、借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたことをもって信用減損金融資産に該当すると定義²していることや、90 日以上

² 信用減損金融資産に関して次の定義を設けることを提案している。

金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損している。金融資産が信用減損している証拠には、

延滞を債務不履行とみなす反証可能な推定規定を設けることを踏まえると、要管理先について反証する余地はないと考えられる。

破綻懸念先以下に関する意見に対する分析

39. 本資料第 30 項(4)に記載した意見について、要管理先と破綻懸念先以下に対する債権については、いずれも全期間の予想信用損失を測定することになるが、信用リスクの程度の違いについては、引当金額を測定する際に考慮することが考えられる。
40. 要管理先に対する債権に関するステップ 4 における取り扱いについては、本資料第 45 項から第 51 項において検討を行う。
41. 次に、破綻懸念先以下に対する債権については、現行の金融商品会計基準は貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する会計処理を定めているが、これらの手法をスタートラインとしつつ、将来予測情報及び貨幣の時間価値等を考慮して測定することは否定されるものではないと考えられる。

その他要注意先以下に関する追加的な分析

42. ここで、その他要注意先以下の債務者に係る債権について、翌年の SICR の判定に関する ASBJ 事務局の追加的な分析をお示しする。
43. 前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について、当期は正常先に区分される場合がある。この場合、ステップ 4 では債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し期末時点の債務者区分を用いて SICR を判定するとしていることから、次のように考えられる。
 - (1) 前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について SICR が生じているとみなした場合において、当期に正常先のうち「SICR が生じているとみなす格付」に分類されるとき、前期末と同様に債務者単位で SICR が生じているとみ

次の事象に関する観察可能なデータが含まれる。

- (a) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
- (b) 契約違反（債務不履行又は期日経過事象など）
- (c) 借手に対する融資者が、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そうでなければ当該融資者が考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
- (d) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと
- (e) 当該金融資産についての活発な市場が財政上の困難により消滅したこと
- (f) 金融資産を発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントで購入又は組成したこと

単一の区別できる事象を特定することが可能でなく、その代わりに、いくつかの事象の複合した影響により金融資産の信用減損が生じている場合がある。

なす。

- (2) 前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について SICR が生じているとみなした場合において、当期に正常先のうち「優良格付」又は「中間的な格付」に分類されるとき、債務者単位で SICR は生じていないとみなす。

(ASBJ 事務局からの提案)

44. 以上の分析を踏まえ、その他要注意先以下に区分される債務者に係る債権の取扱いについて、次のとおり第 518 回企業会計基準委員会等の提案から変更しないことが考えられる。
- (1) その他要注意先に対する債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、その他要注意先に区分された後に貸し付けたかどうかによって、債権単位で反証可能とする。
- (2) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICR が生じているものとみなす。

ディスカッション・ポイント 2

本資料第 30 項から第 44 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

予想信用損失の見積期間

(ASBJ 事務局の分析)

45. 予想信用損失の見積期間について、本資料第 10 項のとおりステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、次の意見が聞かれている。
- (1) SICR ありに該当する債務者区分については全期間の予想信用損失を見積ることになると思われるが、地域金融機関と取引先との関係性を踏まえると実質的な貸付期間が長期にわたる可能性があることから、平均残存期間を正確に算出できないケースも想定される。このため、現行の「1-3 年ルール」のような簡便法の検討が必要と考える。
46. 現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）は、貸倒実績率を算定する期間について、一般的には債権の平均

回収期間が妥当であるが、当該期間が1年を下回る場合には1年とされている（金融商品会計実務指針第110項）。これに対して、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会）は、今後の予想損失額を見込む一定期間は貸付金等の平均残存期間とするのを原則としつつ、当面の取扱いとして、要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間の、その他の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込む場合には、監査上妥当なものとして取り扱うとしている。

47. この点、企業及び企業が保有する金融資産の種類等によって残存期間は異なると考えられるため、あらゆる時期及びすべての金融機関において実態と乖離しないように一律の年数を会計基準で設定することは困難であると考えられる。
48. また、その他要注意先については SICR が生じているとみなして全期間の予想信用損失を測定することを提案しているが、仮に簡便法として1年を採用した場合、結果的に SICR が生じていない12か月の予想信用損失と同じ取扱いとなるため、その他要注意先について予想信用損失の見積期間を1年とすることは会計基準として適切ではないと考えられる。
49. 上述を踏まえると、契約の実態を踏まえて各社が平均残存期間を算出することにより適切な引当水準となると考えられるため、会計基準に「1-3年ルール」を取り入れることはできないと考えられる。
50. 一方、実務への配慮として、ステップ4では、その他要注意先及び要管理先に対する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができるとすることが考えられる。この場合、每期、各社が平均残存期間を期末時点で算出することは、実務上、一定の負担が生じる可能性があると考えられる。このため、状況に大きな変化がないと考えられる場合には、一度決定した平均残存期間を見直さないことができるということが考えられる。

なお、「地域金融機関と取引先との関係性を踏まえると実質的な貸付期間が長期にわたる可能性がある」との聞かれた意見については、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は企業が信用リスクに晒される最長の契約期間（延長オプションを含む）であり、たとえそれより長い期間を考慮することが事業慣行と整合する場合でも当該長い期間を考慮しないと IFRS 第9号の定めを取り入れることとしているため、予想信用損失の見積期間の決定においては、契約外の慣行に基づく実質的な貸付期間は考慮しない。

(ASBJ 事務局からの提案)

51. 以上の分析を踏まえ、予想信用損失の見積期間について、次のとおり提案することが考えられる。
- (1) 会計基準に「1-3年ルール」は取り入れない。
 - (2) ステップ4では、その他要注意先及び要管理先に対する債権について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した金融資産のグループごとに契約の実態に応じた平均残存期間を用いることができることとし、また、状況に大きな変化がないと考えられる場合には一度決定した平均残存期間を見直さないことができるとする。

ディスカッション・ポイント3

本資料第45項から第51項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

貸倒実績率の利活用**(ASBJ 事務局の分析)**

52. 貸倒実績率の利活用について、本資料第10項のとおりステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者より、次の意見が聞かれている。
- (1) 簡便な引当金計算の観点から、引当金の算定にあたり貸倒実績率の活用方法を検討いただきたい。
 - (2) 現行の引当金算定手法は、貸倒実績率によるものが大半であることを踏まえると、PDの利用のみを想定する算定手法は現実的ではないため、貸倒実績率の利活用を含む算定方法の工夫を通じて実務負担軽減を図るべく議論を進めていただきたい。
 - (3) 信用リスク計測手法としてPD・LGDを使用している地域金融機関は少数であるため、SICRの判定における「閾値」としての活用も含め、各行実態を踏まえた貸倒実績率の活用範囲について検討が必要である。
53. 貸倒実績率の利活用に関する意見は、(1)SICRの判定における閾値として利活用することと(2)引当金の金額の算定において利活用することの2つが含まれていると

考えられる。

54. まず、前項(1)の貸倒実績率を SICR の判定における閾値として利活用することについて、IFRS 第 9 号では担保価値を含めない信用リスクの変動に基づいて SICR が生じているかどうかを判断することとされており (IFRS 第 9 号 B5. 5. 22 項)、SICR の判定において担保価値や担保処分等による回収分を含めて算出される貸倒実績率をそのまま利用することは難しいと考える。
55. 仮に貸倒実績率を SICR の判定に利活用するとした場合、担保価値や担保処分等による回収分の影響を調整するなどの対応が必要となると考えられる。しかしながら、一定の調整を加えたうえで貸倒実績率を利活用することは、却って実務負担が生じる可能性があると考えられる。
56. 本資料第 54 項及び前項の分析から、SICR の判定における閾値として貸倒実績率の利用に関する具体案を事務局から提案することはできないと考えている。
57. 仮に企業会計基準委員会の委員、金融商品専門委員会の専門委員又はステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から、SICR の考え方と整合的な貸倒実績率の利活用に関する具体案が提示された場合には、提案された具体案について検討することが考えられる。
58. 次に、本資料第 53 項(2)の引当金の金額の算定における利活用に関連して、IFRS 第 9 号 B5. 5. 52 項及び B5. 5. 53 項は以下のとおり定めている。

B5. 5. 52 過去情報は、予想信用損失を測定するための重要な拠り所又は基礎である。しかし、企業は、信用損失の実績などの過去データを現在の観察可能なデータに基づいて調整して、過去データが基礎としている期間に影響を与えていなかった現在の状況及び将来の状況の予測を反映し、過去の期間における状況のうち将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去するようにしなければならない。場合によっては、最善の合理的で裏付け可能な情報は、調整前の過去情報である可能性がある。これは、当該過去情報の性質及び計算された時期、報告日現在の状況との比較及び検討する金融商品の特性に左右される。予想信用損失の変動の見積りは、関連する観察可能なデータの各期ごとの変動を反映し、それと方向が一致したものとすべきである (その変動とは、失業率、不動産価格、商品価格、支払状況、当該金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因の変動、及び当該変動の大きさの変動などである)。企業は、信用損失の見積りと実績との間の

差異を減らすため、予想信用損失の見積りに用いる方法論及び仮定を定期的に見直さなければならない。

B5. 5. 53 予想信用損失を見積る際に過去の信用損失の実績を使用するにあたって、重要なことは、過去の信用損失率に関する情報を、その過去の信用損失率が観察されたグループと整合的な方法で定義したグループに適用することである。したがって、使用する方法は、金融資産の各グループを、リスク特性が類似した金融資産のグループにおける過去の信用損失の実績に関する情報や、現在の状況を反映する適切な観察可能なデータと関連付けできるようにしなければならない。

59. 前項のとおり、IFRS 第 9 号においても過去の信用損失率をスタートとして調整することが想定されていると考えられる。
60. 今回の減損プロジェクトの主な目的は、将来予想情報を考慮する予想信用損失モデルを取り入れることである。このため、引当金の金額の算定において、必ずしも過去の貸倒実績率をそのまま使用できない訳ではないものの、過去の貸倒実績率に将来予測情報等の調整を加えることによって、貸倒実績率を利活用することは可能であると考えられる。

(ASBJ 事務局からの提案)

61. 以上の分析を踏まえ、貸倒実績率を SICR の判定における閾値として利活用することについて、事務局からの提案はないが、企業会計基準委員会の委員、金融商品専門委員会の専門委員又はステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から SICR の考え方と整合的な貸倒実績率の利活用に関する具体案が提示された場合には、提案された具体案について検討することが考えられる。SICR の考え方と整合的な貸倒実績率の利活用に関する具体案がある場合には、提示をお願いしたい。
62. 一方、引当金の金額の算定に関して、過去の貸倒実績率に将来予想情報等の調整を加えることによって、貸倒実績率を利活用することは可能であると考えられる。

ディスカッション・ポイント4

本資料第 52 項から第 62 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙1 正常先の取扱いについて聞かれた意見

1. 正常先の取扱いについて、3つのアプローチに関して企業会計基準委員会で聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) アプローチ1に関する意見

支持する意見

① アプローチ1を原則としたうえで、実務負担に配慮する観点からアプローチ2又はアプローチ3をオプションとして許容することがよいと考える。

(2) アプローチ2に関する意見

支持する意見

① 実務負担に配慮する観点から、アプローチ2を基礎として検討することがよいと考える。

② 銀行等金融機関においては、四半期ごとの債務者モニタリングに基づき要注意先に区分する枠組みが構築されていることから、国際的な比較可能性に懸念が生じるとまでは言えないと考える。

アプローチ2を採用することを懸念する意見

① 財務諸表利用者の観点から、アプローチ1を採用することが実務上可能な金融機関であっても、一律にアプローチ2を採用することに懸念がある。

② ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の規模や特性が様々であることから、ステップ4を採用するすべての金融機関等において十分な引当水準を確保できるのか懸念がある。

③ 引当水準が過小となる可能性があることから、アプローチ2を採用することに懸念がある。アプローチ2を採用するのであれば、ステップ4の目的を見直す必要があると考えられる。

④ アプローチ2を採用する金融機関への投資判断を行うにあたり、財務諸表利用者は、厳格な信用リスク管理がなされていないとして一定の調整（例えば、一定の掛け目をかける）を行うことになるかと考える。

(3) アプローチ3に関する意見

支持する意見

- ① 現行実務において、平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関も存在することから、オプションとして許容することがよいと考える。

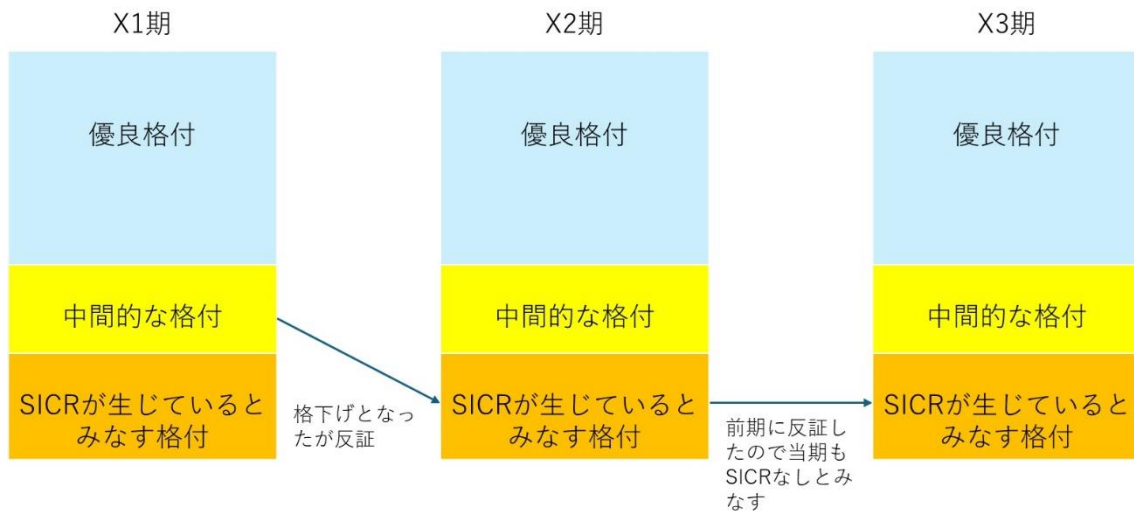
アプローチ3を採用することを懸念する意見

- ① 財務諸表利用者の観点から、アプローチ1を採用することが実務上可能な金融機関であっても、一律にアプローチ3を採用することに懸念がある。
- ② アプローチ3を原則と位置付けて採用することは、ステップ2との乖離が大きくなる点に懸念がある。一方、オプションという位置付けであれば、あり得ると考える。

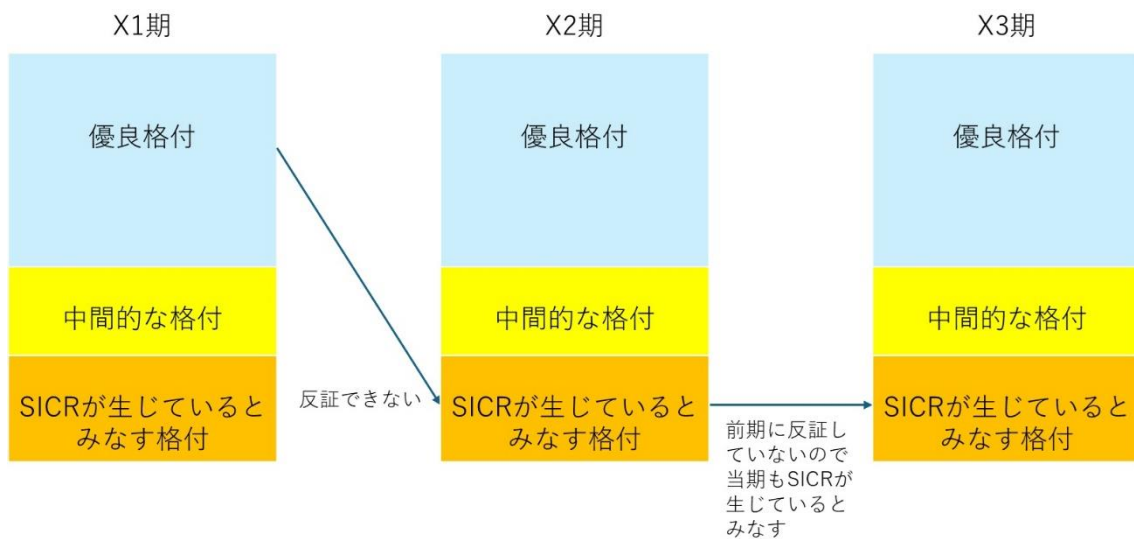
以 上

別紙2 正常先における「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等の取扱い

(ケース1)



(ケース2)



以上